

京 都 大 学 大 学 院 理 学 研 究 科 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第2条 理学研究科に、研究科長を置く。</p> <p>2 研究科長は、理学研究科の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 研究科長は、<u>引き続き再任することはできない。ただし、補欠の研究科長については、1回に限り引き続き再任することができる。</u></p> <p>5 研究科長は、理学研究科の校務をつかさどる。</p> <p>6 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>7 研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>(附属教育研究施設)</p> <p>第7条 理学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。</p> <p>天文台 地磁気世界資料解析センター 地球熱学研究施設</p> <p>2 附属の教育研究施設に長を置き、理学研究科の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の教育研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の教育研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(研究科長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 } 4 研究科長は、<u>再任されることができる。ただし、引き続き3年(補欠の研究科長にあつては、前任者の残任期間に2年を加えた期間)を超えることはできない。</u></p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 } 7 }</p> <p>(附属教育研究施設)</p> <p>第7条 理学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。</p> <p>天文台 地磁気世界資料解析センター 地球熱学研究施設 <u>サイエンス連携探索センター</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } 4 }</p> <p>附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>